

岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画概要(骨子案)

県行動計画に基づき、県、市町村、事業者等が連携・協力し、
発生段階に応じた総合的な対策を推進

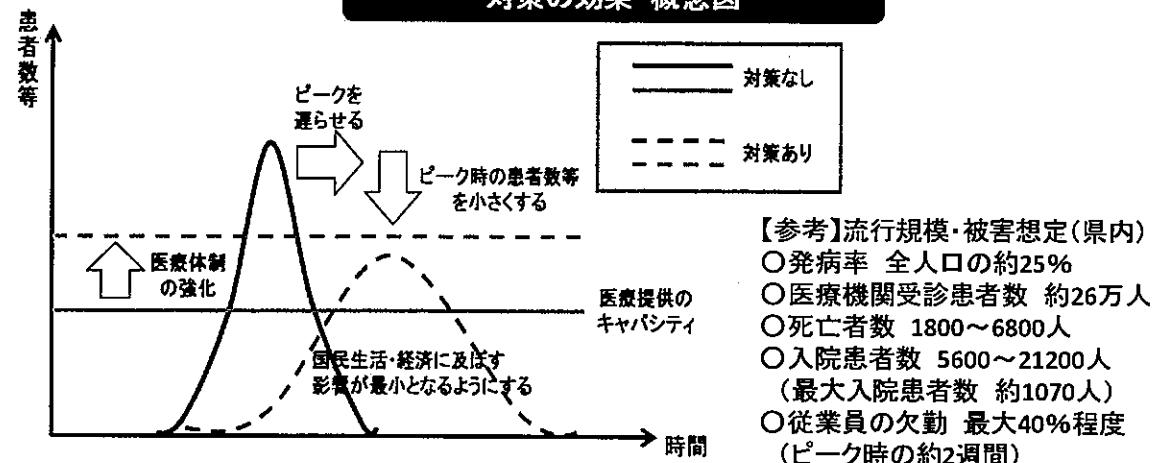
対策の目標及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
- 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
※社会状況に応じて臨機応変に対応する。
- ※医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮。

対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

対策の効果 概念図



県行動計画のポイント

- 特措法に基づく初の行動計画
- 政府行動計画に基づく、県域に係る行動計画
- 特措法で新たに盛り込まれた各種の措置の運用等を記載

項目 特 色

- | | |
|---------|--|
| 1 体制 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 知事を本部長とした対策本部の設置(法定) ◆ 指定地方公共機関の指定 |
| 2 まん延防止 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言の運用を新たに規定 ◆ 不要不急の外出の自粛の要請等について規定 ◆ 施設の使用制限の要請等について規定 |
| 3 予防接種 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 特定接種の対象者(登録事業者)を規定 ◆ 住民接種の接種順位の基本的な考え方を規定 |
| 4 新感染症 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 行動計画の対象を新感染症に拡大 |
| 5 留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 基本人権の尊重について記載を充実 ◆ 記録の保存について新たに規定 |

発生段階ごとの対策の概要



(注) 段階はあくまで目安、必要な対策を柔軟に選択・実施。★新型インフルエンザ等緊急事態宣言時に実施する措置

岩手県新型インフルエンザ等対策ガイドライン (骨子案) の概要

○本ガイドラインは、岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)を踏まえ、各分野における対策の具体的な内容・実施方法、関係者の役割分担等を示したもの

○本ガイドラインの周知・啓発により、県のみならず、市町村、医療機関、事業者、家庭、個人等における具体的な取組をより促進することを目指すものである。

I サーベイランスに関するガイドライン

平時より感染症の情報収集及び分析を行える体制を整備し、新型インフルエンザ等発生時には、サーベイランスの追加・強化を行い、県内での発生をできるだけ早く見し、対策立案・県民等への情報還元に活用する。

平時の サーベイラ ンス		○患者発生サーベイランス(通年) 県内約65定点医療機関において実施 ○入院サーベイランス(通年) 県内約20カ所の医療機関において実施 ○学校サーベイランス(9月～4月を目途) 全県の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校 等で実施 ○ウイルスサーベイランス(通年) 病原体定点医療機関において実施 ○鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランス 関係部局等が得た情報を共有・集約化し、分析評価等を実施
新型インフ ルエンザ 発生時の サーベイラ ンス	追加する サーベイラ ンス	○患者全数把握(海外発生期から県内発生早期まで※) すべての新型インフルエンザ患者(疑似症患者を含む。)の発生を把握し、新型インフルエンザの県内の発生状況を把握 ※県内感染期以降についても県の判断により継続することができる。
	強化する サーベイラ ンス	○学校サーベイランス(海外発生期から県内発生早期まで及び小窓期) 報告対象施設を、大学・短大まで拡大 ○ウイルスサーベイランス(海外発生期から県内発生早期まで及び小窓期) 患者発生サーベイランス及び学校サーベイランス等でのウイルス検査を原則実施 ※ 上記以外にも、「積極的疫学調査」等の強化を実施

岩手県新型インフルエンザ等対策ガイドラインの概要

サーベイランス・情報収集、情報提供・共有

I サーベイランスに関するガイドライン(新規)

: 平時よりインフルエンザの発生動向について情報収集及び分析評価を行える体制を整備し、対策立案・県民等への情報還元に活用。

II 情報提供・共有(リスクコミュニケーション)に関するガイドライン

: 県民や関係機関に適切な情報提供を行い、その理解と協力を求め、社会的混乱を防止。情報提供体制の整備。

予防・まん延防止

III まん延防止に関するガイドライン

: 流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するため、咳エチケット・手洗い等の促進や、緊急事態においては不要不急の外出の自粛、施設の使用制限の要請などのまん延防止対策を実施。

IV 予防接種に関するガイドライン(新規)

: ワクチンの確保、供給体制、特定接種及び住民接種の接種対象者および接種体制等を提示。

医療

V 医療体制に関するガイドライン

: 医療提供体制を整備し、発生段階や役割分担に応じた適切な医療を提供。

VI 患者搬送に関するガイドライン

: 新型インフルエンザ等発生時に、円滑かつ適切な患者等の搬送を行うため、搬送時に講ずる感染予防対策等について定めるもの。

VII 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン

: 抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、流通体制を整備するとともに、医療機関における適切な投与方法を周知。

県民生活及び県民経済の安定の確保

VIII 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン

: 事業継続計画の策定や対策体制の確立等、事業者や職場における社会・経済機能の維持等に向けた取組を促進。

IX 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン

: 個人、家庭や地域に求められる準備や発生時における適切な行動を啓発。

X 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

: 死亡者が多数となった場合の埋火葬に関する体制を整備。

(参考)新型インフルエンザ等の基礎知識

II 情報提供・共有(リスクコミュニケーション) に関するガイドライン

県民一人一人が適切に行動できるよう、発生前から情報提供に努めるとともに、情報提供の内容、方法、表現等について、あらかじめ検討しておき、発生時には迅速かつ正確な情報を提供。

(県)

○ 記者発表

: 県等は、県内で新型インフルエンザ等の患者が確認された段階で、国と連携を図りつつ記者発表。

○ コールセンター等の相談窓口

: 保健所等の医師・保健師等の専門職が担当すべき他の公衆衛生業務に支障を来さないように配慮。

○ 県内発生情報に係る情報提供

: 患者のプライバシーの保護に十分留意。

: 県等は、厚生労働省から示された診断、治療に係る方針について、県内の医療機関に対して、周知。

: 県及び地域の医師会との連携の下、医療機関からの相談にも対応。

(市町村)

: 住民に対する詳細かつ具体的な情報提供及び住民からの相談受付等について、中心的な役割

: 国及び県が発信する情報を入手し、情報提供

: 相談窓口を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容にも対応できる体制

(国と地方公共団体等との連携)

: 県は、新型インフルエンザの発生に備えて、国及び市町村との間で窓口となる担当者を複数名設定。

: 医療関係者、指定(地方)公共機関との情報共有

III まん延防止に関するガイドライン

健康被害を最小限にとどめるとともに、県民生活・経済への影響を最小化することを目的として、適切な医療の提供と並んで、その流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくし、治療をする患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するため、まん延防止対策を講じることが重要。

患者対策	○ 県内発生早期には、感染症法に基づく対策(入院措置等)を、県内感染期には、感染症法に基づく措置は実施しないが、患者には感染力がなくなるまで外出しないよう求める。
濃厚接触者対策	○ 県内発生早期には、感染症法に基づく対策(健康観察、外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等)を実施。
個人対策 並びに 地域対策 及び 職場対策	○ 県民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
	○ 新型インフルエンザ等緊急事態においては、国の基本的対処方針に従い、県は、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等を実施(期間・区域の目安を記載)。
	○ 企業等では、職場に出勤しなければならない職員を減らす体制をとりながら必要とされる企業活動を可能な限り継続する方策をとる。また、不特定多数の顧客が訪問するような施設では、顧客への感染対策への協力の呼びかけなどを行う。
外出自粛等の要請・施設の使用制限等の要請等	○ 国は、緊急事態宣言を行い、基本的対処方針により、外出自粛要請や施設の使用制限等の要請等に関する特措法第45条の運用について定めることとなる。 ○ 知事は、県域において緊急事態宣言がされている場合において、特措法に基づき、住民に対し、必要な協力を要請。

V 医療体制に関するガイドライン

新型インフルエンザ等対策を推進する県等及び医療機関等の関係機関が相互に連携して、まん延を可能な限り抑制し、感染者が速やかに必要な医療を受けられる体制を整備

未発生期	○ 二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、対策会議を設置し、地域ごとの実情に応じた医療体制の整備。 ○ 医療機関へ個人防護具の準備など感染症対策等を進めるよう要請。医療機関へ診療継続計画の作成要請、支援。 ○ 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの設置準備。感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備。
海外発生期・ 県内発生早期	○ 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの設置。 ○ 感染症指定医療機関等で入院措置の実施。 ○ 環境保健研究センターにおいてPCR等の検査体制の整備及び運営。
県内感染期	○ 県医師会等と連携しながら、一般の医療機関において診療。(帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター、感染症法に基づく患者の入院措置を中心) ○ 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者は在宅での療養を要請 ○ 医療機関が不足した場合、定員超過入院や臨時の医療施設の設置等において医療を提供。 ○ 電話再診患者等へのファクシミリ処方
小康期	○ 対策を段階的に縮小 ○ 従来の計画を評価、第二波に備える

IV 予防接種に関するガイドライン

新型インフルエンザが発生した際には、国の責任の下、県、市町村、医療機関等の関係機関や、県民の協力を得て、可能な限り速やかにプレパンデミックワクチンやパンデミックワクチンの接種を実施。

○ ワクチンの確保 (この事務は、国の業務)
○ ワクチンの供給体制 未発生期より、県は、ワクチンを国が売却して供給することに備え、医薬品卸売販売業者や医療機関等と連携してワクチンの流通を調整する体制及び在庫量を把握するための体制を整備。
○ 特定接種 特措法に基づき、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定を確保するため、政府対策本部長が必要があると認めた時にガイドラインに定める業務に従事する者に特定接種を実施。 (県は、県職員に、市町村はその職員に対する特定接種の実施)
国は、未発生期に特定接種の登録対象となる事業者を登録、接種体制を整備し、発生時に実施。
○ 住民接種 特措法及び予防接種法に基づき、市町村を実施主体として、集団的予防接種の接種体制を整備し、発生時に実施。

VI 患者搬送に関するガイドライン

新型インフルエンザ等発生時に、円滑かつ適切な患者等の搬送を行うため、搬送時に講ずる感染予防対策等について定めるもの。

○ 入院措置の対象となった新型インフルエンザ等の患者及び医療機関において新型インフルエンザに罹患した疑いがあると診断されたいわゆる擬似症患者(以下「患者等」という。)については、県の保健所及び盛岡市保健所(以下「各保健所」という。)が搬送体制を整備し、搬送に当たる。
○ 各保健所においては、搬送の実施に当たっては、本ガイドラインに規定する感染予防対策等に万全を期して、搬送に当たる。
○ 患者等が増加し、各保健所による搬送だけでは対応しきれない事態となった場合は、各保健所は、消防機関に対し、協力を要請する。
○ 患者等に該当しない者のうち、患者と濃厚接触した者等で、疑似症患者と確定される前の、いわゆる要観察例とされた者については、原則として、自家用車で移動するよう促す。
○ 患者搬送は、患者等発生前(未発生期及び海外発生期)から患者等発生後(県内発生早期)までの対応を想定している。

VII 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄の在り方や、県行動計画の各発生段階における抗インフルエンザウイルス薬の流通調整の在り方、抗インフルエンザウイルス薬の投与方法などについて示す。

【備蓄】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国と都道府県は、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民人口の45%に相当する量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。
【流通】	
発生前	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は発生時における安定供給体制の整備を図る。 ○ 国は、流通状況を確認し、卸業者、医療機関等に対し適正流通を指導する。
発生後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、市場に流通している在庫量が一定量以下になった時点で備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を卸業者を通じて医療機関等に配送する。 ○ 国は、全国の患者発生状況等を把握し、県等からの補充要請に応じて国の備蓄分を放出する。
【投与】	
治療方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 治療薬の選択や治療方針に関する専門的な知見を情報提供する。
予防投与の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザウイルスの暴露を受けた次の者に対しては、海外発生期及び県内発生早期には予防投与の対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> - 患者の同居者(県内感染期以降は予防投与の効果等を評価し決定) - 濃厚接触者 - 医療従事者等・水際対策関係者 - 世界初発の場合の重点的感染拡大防止策が実施される地域の住民(有効性が期待される場合)

IX 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン

新型インフルエンザ等の発生時において県民の生命及び健康を保護し、並びに県民生活・経済に及ぼす影響を最小限に食い止めるためには、個人、家庭及び地域での感染症対策等への理解と協力が不可欠

個人・家庭における取組	(発生前) <ul style="list-style-type: none"> ○ 正しい知識、県民一人一人に求められる行動等の情報収集 ○ 学校休業、事業者の業務縮小や施設の使用制限等が行われる場合への準備 ○ 2週間分程度の食料品・生活必需品等の備蓄
	(発生後) <ul style="list-style-type: none"> ○ 発生情報等の情報収集 ○ 感染防止(マスク着用、人込みを避ける、緊急事態の場合の不要不急の外出の自粛等) ○ 本人、家族等が発症した場合の対応(適切な受診、自宅療養等) ○ 医療の確保への協力(不要不急の受診の自粛等)
地域における取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報収集、地域住民への情報提供 ○ 要援護者を把握し、食料品・生活必需品等の提供など、生活支援 ○ 相談窓口の設置

VIII 事業者・職場における－ 新型インフルエンザ等対策ガイドライン

事業者・職場における新型インフルエンザ等対策の計画と実行を促進するため、感染対策と重要業務の継続を検討するにあたり必要と考えられる内容を示したもの

※ ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定

※ 事前に業務継続計画(BCP)を策定し、発生時にはBCPに基づいて冷静に行動することが必要

【BCPの策定】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザ等対策体制の検討・確立
○ 従業員に対する感染対策の検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 症状のある従業員の出勤停止、発症者の入室防止の方法の検討・実施 ・ マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、職場の清掃などの基本的な感染対策の推奨
○ 感染対策を講じながら業務を継続する方策の検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅勤務、時差出勤、出張・会議等の中止 ・ 職場の出入口や訪問者の立入場所における発熱チェック・入場制限 ・ 重要業務への重点化 ・ 人員計画立案、サプライチェーンの洗い出し等 ・ 欠勤者が出了した場合に備えた、代替要員の確保
○ 従業員に対する教育・訓練	<p>「症状がある場合は、自宅療養する」という基本ルールを職場全体に浸透させること</p>
※ 「指定(地方)公共機関」については、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画(以下「業務計画」という。)を作成する責務があり、特措法第28条の規定に基づいて特定接種が実施される「登録事業者」は、発生時の事業継続を確実にするためにBCPを策定し、登録時に提出する必要がある。	

X 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

新型インフルエンザが県内で流行した際に、県内感染期(まん延期)において、死亡者が多数に上った場合も、各地域において埋火葬ができる限り円滑に実施されるよう、県や市町村、関係機関において講ずることが適当と考えられる措置を中心に取りまとめたもの

未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、火葬能力・遺体安置可能数の調査を行い、市町村、近隣県と情報共有 ○ 市町村及び火葬場経営者は、遺体搬送・火葬の従事者の手袋・マスクや火葬場での消耗品等を確保できるよう準備
県内発生早期から 県内感染期(まん延期)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、市町村及び近隣県と連携し、埋葬及び火葬について情報収集するとともに、広域的な火葬体制を確保 ○ 県は、市町村に対し、火葬場に可能な限り火葬炉を稼働するよう要請 ○ 市町村及び火葬場経営者は、遺体搬送・火葬の従事者の手袋・マスク、遺体搬送のための非透過性納体袋を確保 ○ 市町村は、火葬場の火葬能力を超えた場合、臨時遺体安置所において遺体を適切に保存 ○ 県は、火葬場の火葬能力が追い付かず、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要がある場合に、一時的な埋葬を考慮 ○ 墓地埋葬法における埋火葬の手続の特例が定められた場合には、市町村は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を実施